

川崎市アートセンターの指定管理予定者の選定結果について

1 概要

(1) 施設概要

名 称：川崎市アートセンター

所 在 地：麻生区万福寺6丁目7番1号

施設内容：ア 芸術文化の創造、発信及び交流を促進するための事業に関すること。
イ 芸術文化の鑑賞会を開催すること。
ウ 施設及び設備を利用に供すること。
エ 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
オ 芸術文化に関する活動の支援に関すること。
カ 芸術文化に係る施設、芸術文化に関する活動を行う団体等との連携に関すること。
キ その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(2) 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日

(3) 指定管理予定者の概要

名 称：川崎市文化財団グループ

代表者 公益財団法人川崎市文化財団

構成員 昭和音楽大学グループ

(代表者 学校法人東成学園、構成員 株式会社プレルーディオ)

構成員 学校法人神奈川映像学園

所在地：川崎市幸区大宮町1310番地ミューザ川崎

主な業務内容：ア 公益財団法人川崎市文化財団

(ア) 文化芸術の創造及び発信
(イ) 文化芸術活動の支援及び協働
(ウ) 文化芸術施設の管理運営
(エ) 公益目的事業に附帯する物品等の販売
(オ) その他公益目的事業の推進に資する事業

イ 学校法人東成学園

(ア) 学校の設置

昭和音楽大学大学院音楽研究科、音楽学部（音楽芸術表現学科、音楽芸術運営学科）、昭和音楽大学短期大学部音楽科

ウ 株式会社プレルーディオ

(ア) 教育・研究開発に関する技術・情報の仲介斡旋及びコンサルタント業務
(イ) 各種演奏会、オペラ、バレエ、ミュージカル等の公演の企画・運営管理の受託・請負業務、チケット販売、通訳業務
(ウ) 演奏会の衣装・大道具等の貸出し、運送、保管、倉庫業
(エ) 音楽・バレエ教室の企画・運営管理の受託・請負業務
(オ) 各種公開講座、講演会、展示会、研究会、シンポジウム等の企画・運営管理の受託・請負業務

エ 学校法人神奈川映像学園

(ア) 学校の設置

日本映画大学映画学部映画学科

*指定管理者の決定は、令和8年第1回市議会定例会（3月議会）における指定議案可決後となります。

2 選定の経緯

令和7年10月31日 募集開始

令和7年12月 3日 募集締切り

令和8年 1月 8日 民間活用事業者選定評価委員会

令和8年 2月 2日 指定管理予定者を決定

3 応募状況

説明会参加：2団体

応募団体：2団体

(1) 川崎市文化財団グループ

代表者 公益財団法人川崎市文化財団

構成員 昭和音楽大学グループ

（代表者 学校法人東成学園、構成員 株式会社プレルーディオ）

構成員 学校法人神奈川映像学園

(2) ヤオキン・不二テクノ共同事業体

代表者 ヤオキン商事株式会社

構成員 株式会社不二テクノ

4 市民文化局民間活用事業者選定評価委員会（アートセンター部会）委員

岩崎 秀一（公認会計士、税理士）

垣内 恵美子（政策研究大学院大学名誉教授）

笹原 克（（有）オイコス計画研究所代表取締役）

前田 成東（東海大学政治経済学部教授）

本杉 省三（日本大学名誉教授）

5 選定理由

(1) 事業目的の達成とサービス向上への取組として、芸術文化の創造・発信・交流と鑑賞事業等への様々な課題に対する新たな事業の提案があったこと。

(2) 事業経営に係る収支計画等がより具体的であったこと。

(3) 応募団体自身についての評価として、川崎市の文化芸術振興の施策の方向性や、芸術文化のまちづくりを進める新百合ヶ丘周辺の地域の特性を踏まえた連携実績があると判断したこと。

※なお、市内の芸術文化団体との幅広い連携、子どもを含めた多くの市民がより気軽に文化芸術に親しみ、楽しめるような企画や工夫をより一層行うとともに、広報・宣伝においては、ビジュアルを活用するなど、効果的な情報発信の取組が求められる。

6 審査結果（※基準点900点以上）

選定基準	配点	川崎市文化財団 グループ	ヤオキン・不二テクノ 共同事業体
1 事業目的の達成とサービス向上への取組	750点	518点	503点
2 事業経営計画と管理経費縮減への取組	375点	234点	225点
3 事業の安定性・継続性の確保への取組	150点	90点	90点
4 応募団体の取組に関する事項	75点	45点	45点
5 応募団体自身についての評価	150点	117点	111点
実績評価点（標準を0点として、加減点）		30点	
合 計	1,500点	1,034点	974点

7 指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容

項目	事業内容
芸術文化の創造、発信及び交流を促進するための事業に関するこ	<ul style="list-style-type: none"> ・しんゆり“F”シアター、市民劇団・劇団わが町、開館20周年記念企画(劇場)などの企画公演事業を実施。 ・開館20周年記念企画（映像ホール）など、芸術性の高い多様な映像芸術に関するプログラムを実施。 ・映像アトリエ、3分間ビデオ制作入門講座、しんゆりアウトリーチなど、普及啓発事業を実施。 ・しんゆり芸術大学、しんゆりART LABOなど、多様な市民のニーズへ対応する事業を実施。 ・アートセンターつながる×つなげるプロジェクトなど、芸術文化の担い手を育成する事業を実施。 ・イマーシブオーディオ関連事業など、施設の特色を活かす事業を実施。
芸術文化の鑑賞会を開催すること	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場において、川崎市高校舞台芸術発表会など近隣の文化芸術団体との連携による共催事業や、貸館利用等による鑑賞事業を実施。 ・映像ホールにおいて、国内外の新作・秀作、旧作や川崎ゆかりの映画作品を上映する鑑賞事業を実施。
施設及び設備を利用に供すること	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、映像ホール、録音室、工房について、初めての方でも安心して利用できるよう技術支援・伴走支援などサポートを行うとともに、利用促進に取り組み、定量的な目標を設定の上、稼働率の向上と収益の確保を図る。
芸術文化に関する情報の収集及び提供すること	<ul style="list-style-type: none"> ・「無作為抽出アンケート」、「新百合ヶ丘駅周辺文化芸術施設連絡会議」設置等、情報受発信事業を実施。 ・「川崎市アートセンター広報戦略プラン」に基づき、ホームページ、SNS、ショート動画等を活用して情報を発信。

芸術文化に関する活動の支援に関すること	・チケットの代理販売、コンシェルジュ「芸術・文化のまちのひろば(通称あさまち)」等、支援事業を実施。
芸術文化に係る施設、芸術文化に関する活動を行う団体等との連携に関すること	・「あさお芸術文化交流カフェ」の会場提供・情報交換、「稽古場サミット」開催等、周辺地域の団体や大学、ボランティアなどとの連携事業を実施。
その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること	・アートセンターを支える会員組織として、シネマ会員を運営し会員の入会促進に取り組むほか、「アートセンター会員」を発足する。 ・コラボレーションスペースの有効活用として、ワークショップ、トークセッション、サロン事業等を実施。
自主事業の取組に関する業務	・アートセンター前の公開空地を使ったイベント「しんゆりまちなかランジ」等を実施。

8 提案額

1, 039, 198千円（5年間）

(川崎市市民文化局市民文化振興室映像のまち推進担当 Tel044-200-2433)